

# 犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会

## 第5回会議（平成22年5月28日開催）議事要旨

### 1 議事概要

#### 【事務局報告】

事務局から、出張結果に基づいてフィンランドにおける死因究明制度の概要について報告がなされた。

（詳細は別添資料参照）

#### 【自由討論】

引き続き、中間取りまとめに向けた討議が行われた。

委員からは、

- ・ 中間報告においては、あるべき理想の姿を見据えつつ、5年くらいで何ができるか、具体的な数字目標などをまとめるべきである。
- ・ 刑事調査官の臨場率は100%であることが理想。専門性がある者が死体を扱うべきである。
- ・ 刑事調査官の質や体制を向上させることはもちろん大切であるが、それ以前に刑事調査官と検案医がうまくかみ合うことが必要である。そのためには検案医の質もあわせて向上を図るべきである。
- ・ 検案医と法医の連携のためのシステムや法医学の知見のある限られた医師が集中的に検案するというような考え方は非常に有用である。その他、法医学教室の大学院生等を活用することができないか。
- ・ 行政解剖については、厚生労働省が死因究明のモデル事業を

行う予定であるし、文部科学省も法医育成のための施策を進めているので、関係省庁と緊密に連携して予算を確保すべきである。

- ・ 解剖率については、各国の解剖率、日本法医学会の提言、衆議院法務委員会の視察団の提言などを参考にすることが必要である。
- ・ どのような死体を解剖するか、基準を明確にすることが必要である。
- ・ 今の世論から考えれば自殺に至った経緯を明らかにすることも重要になってきており、自殺や事故死をすべて解剖するなど、何を解剖するかを規定する仕組みや法制度が必要である。
- ・ 解剖率を5年後に20%、将来的には50%を目標とすることが理想ではないか。
- ・ 解剖率を上げるのに、司法解剖はこれ以上増やすのは難しい。行政解剖の充実を中心に考えるべきである。
- ・ 携帯エコー等装備資機材の効果を検証すべきである。
- ・ 身元不明死体の取扱い時にポータブル式のデジタルレントゲン装置が有効である。

等の意見が述べられた。

## 2 その他

次回会議は、平成22年7月2日（金）開催

（添付資料）

- ・ フィンランドにおける死因究明制度の概要について